

## 創発的研究支援事業 研究提案募集FAQ

質問番号	分類	質問	回答
1101	1.1. 創発の概要	創発とはどういう意味でしょうか。	<p>創発とは、「Emergence」（発現、出現）を語源としており、物理学や生物学などで使用されている用語ですが、最近では組織論等でも使用され、「個人個人の能力や発想を組み合わせる取組により、ある一定の要件に基づいた予測や意図を超えるイノベーションを誘発する様」を示しています。</p> <p>本事業においては、「創発」の意味にあるように、採択された多様な研究者が相互作用するような「場」を積極的に設定し、1+1=2止まらず、知の爆発を引き起こし、「破壊的イノベーションにつながるシーズの創出」を先導することを狙っています。</p> <p>更に、「Emergence」には「脱皮」という意味があり、採択された研究者にとって、本事業が卓抜したPIに脱皮する絶好の機会になることを期待します。</p> <p>※物理学や生物学などでは、創発は「局所的な複数の相互作用が複雑に組織化することで、個別の要素の振る舞いからは予測できないようなシステムが構成されること」の意味で使われています。</p>
1121	1.1.2. 創発の運営	創発POはいつ公表されるのでしょうか。	決まり次第発表いたしますが、9月頃になる予定です。
1122	1.1.2. 創発の運営	創発POがわからないと、利害関係に抵触するかわかりません	2.2.3.に基づき、JSTにて調整の上、利害関係者は選考に加わりません。
1123	1.1.2. 創発の運営	担当となる創発POを指定することはできるのでしょうか。	ご提案の研究内容を踏まえ、全体のバランス、融合の促進なども考慮のうえ、JSTで担当の創発POを割り当てます。
2101	2.1. 研究提案書	応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、研究機関に求められる責務（「3.2.6 研究機関の責務等」）が果たせない研究機関における研究実施は認められません。なお、提案時に海外機関に所属する提案者は、採択決定後に研究機関に求められる責務を果たせる国内研究機関への異動ができ次第、研究を開始できます。
2102	2.1. 研究提案書	研究提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で提案書を見ますか。	評価者は、カラーの状態で提案書を評価します。ただし、PDFの状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使う等の配慮をお願いします。
2111	2.1.1. 対象となる研究提案	「公募の対象となる研究提案」に人文学・社会科学に関する課題は含まれるのでしょうか。	本事業の趣旨は、「破壊的イノベーションにつながるシーズを創出すること」です。応募要件には、その趣旨のもとでの具体的な対象課題を記しています。従って、その趣旨、要件を満足する提案でしたら応募可能です。
2112	2.1.1. 対象となる研究提案	「破壊的イノベーション」とありますが、基礎的な研究は対象外でしょうか。	本事業では、失敗を恐れず <b>長期的に取り組む</b> 必要のある挑戦的・独創的な内容で、 <b>破壊的イノベーションにつながるシーズ</b> を創出する潜在性のある研究を対象としておりますので、基礎的な研究を中心に多様な研究課題を対象としています。

質問番号	分類	質問	回答
2113	2.1.1. 対象となる研究提案	「破壊的イノベーションにつながるシーズ」とありますが、経済的な価値が明確な研究に対象を限定しているのでしょうか。	破壊的イノベーションは予期せぬところから生ずるもので、そのため現時点で経済的な価値が明確でない研究も対象とします。
2131	2.1.3. 応募回数	応募回数を3回のうち計2回とする理由は何でしょうか。	本事業では非常に多くの研究提案が寄せられることが予想され、かつ、挑戦的・独創的な研究課題を対象としているため、審査が量的にも質的にも非常に難しくなることが予想されます。各研究提案を入念に評価するための時間を確保する必要があるため、応募回数を制限させていただきます。
2132	2.1.3. 応募回数	3回公募するとありますが、3回の公募とも同じ条件・内容でしょうか。	変更になる場合があります。例えば初回の採択結果等を踏まえた審査プロセスの見直し、採択予定件数の増減等があります。
2133	2.1.4. 研究体制	他の研究グループと共同で研究提案できるのでしょうか。	研究費を他のグループに配分することはできませんので、個人もしくは単独グループで研究提案をしてください。
2161	2.1.6. 研究期間	研究期間は具体的にいつまでなのでしょうか。	フェーズ1は2023年度末まで、ステージゲートを通過した場合は2027年度末までです。なお、研究の中止や研究開始の猶予があった場合は異なります（「3.2.4.研究期間の中止と延長制度、及び研究開始の猶予制度」をご参照ください）。
2171	2.1.7. 研究費	「創発POの裁量により上限額を超える研究費配分が行われる場合もあります」との記載があるので上限額を超えて提案しても良いのでしょうか。	研究提案は上限額以内で行ってください。採択後、研究成果や進捗状況により、上限額を超えた研究費を配分する場合があります。
2190-1	2.1.9. 応募要件	現在、海外研究機関に所属しており研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。	研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接e-Radのシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくはe-Radポータルサイトを確認してください。 <a href="https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html">https://www.e-rad.go.jp/researcher/index.html</a>
2190-2	2.1.9. 応募要件	非常勤の職員（客員研究員等）でも応募は可能でしょうか。	応募要件を満足しており、また研究期間中、自らが研究実施体制をとることができ、かつ、JSTが研究機関と委託研究契約を締結することができるのであれば、応募可能です。
2192-1	2.1.9. 応募要件	(2)の応募要件について、経験要件、研究費の受給経験、独立に関する条件を設ける理由は何でしょうか。	本事業では、自らが構想した挑戦的・独創的研究を提案し実行でき、独立して意欲的に研究を進める研究者を対象としております（独立が見込まれる研究者も含む）。このような研究者からの研究提案を募るために、独自の応募要件を設定しています。
2192-2	2.1.9. 応募要件	(2)e.の博士号取得後15年以内に出産・育児と介護等により研究に専念できない期間があった場合の応募要件は、2020年4月1日時点で博士号取得後20年+介護等の期間となるのでしょうか。	そのような方も応募要件は、2020年4月1日時点で博士号取得後20年以下とします。

質問番号	分類	質問	回答
2192-3	2.1.9. 応募要件	(2)f.に記載のある「過去2年間に研究費を受給していない特段の事情がある場合などは提案書に理由を明記すること」はどのようなことが対象となるのでしょうか。	ライフイベント（出産・育児・介護）、臨床研修、大型の研究プロジェクトに従事して他の研究プロジェクトに参画できない状況にあった、企業等で研究しており競争的資金を申請する環境になかった等、明確な理由があれば対象となります。
2192-4	2.1.9. 応募要件	(2)f.に記載のある「自己の責任と権限により使用することが可能な研究費（研究代表者として研究費）を、過去2年内に受給していたことがある、又は受給中であること。」の過去2年内の具体的な時期はいつなのでしょうか。	過去2年度（2018年度、2019年度）以内に受給していることが条件となります。
2192-5	2.1.9. 応募要件	(2)i.に示す＜重複制限対象事業＞の研究費を現在取得中ですが、本年度末で終了する予定です。応募可能でしょうか。	応募可能です。採択された場合、研究開始は2021年4月1日からとなります。
2192-6	2.1.9. 応募要件	(2)i.に示す＜重複制限対象事業＞と本事業に重複して応募することは可能でしょうか。	＜重複制限対象事業＞と本事業に重複して応募することは可能です。＜重複制限対象事業＞に採択された場合は本事業の応募要件を喪失することになりますので、速やかにJSTに連絡願います。
2192-7	2.1.9. 応募要件	本事業に採択され研究を推進中に、＜重複制限対象事業＞への応募は可能でしょうか。	＜重複制限対象事業＞への応募は可能です。なお＜重複制限対象事業＞に採択された場合、本事業は終了となりますので、速やかにJSTに連絡願います。
2193-1	2.1.9. 応募要件	(3)②の独立に関する条件の大学院生等は大学院生以外にどのような人を対象としているのでしょうか。	研究員や学部生等を想定しています。
2193-2	2.1.9. 応募要件	(3)②の独立に関する条件を現時点で満たしていないくとも応募できるのでしょうか。	応募可能です。
2193-3	2.1.9. 応募要件	(3)②の独立に関する条件は審査においてどのように扱われるのでしょうか。	本条件は、「独立した研究者」および「自らが設定する挑戦的・独創的な研究テーマに取り組むことで、3年以内に本条件を満たすという気概がある独立予定の研究者」に応募してもらうためのものです。審査においては、提案の内容、実行力、人間性、独立状況等を総合的に評価します。審査の時点では本条件を満足していない場合、将来的な見通しや独立への意欲等を確認したうえで、最大限の尽力を条件に採択します。
2193-4	2.1.9. 応募要件	(3)※の「独立した研究を行うために必要な研究設備や研究を遂行する部屋の管理の責任者」とは研究機関に登録されている管理責任者や安全管理責任者などであることが必要でしょうか。	管理責任者や安全管理責任者などとして研究機関に登録されていることは必須ではありません。

質問番号	分類	質問	回答
2221	2.2.2. 面接選考会	面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。	面接選考の代理はお断りしています。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。面接選考のスケジュールは別途メールにてご連絡しますので、日程の確保をお願いします。また、面接選考に関するお知らせは、研究提案募集ウェブサイト ( <a href="https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html">https://www.jst.go.jp/souhatsu/call/index.html</a> ) にも掲載しますので、そちらをご確認ください。
3131	3.1.3. 間接経費	間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。	委託研究契約を締結する全ての研究機関に対して、間接経費として、原則、研究費（直接経費）の30%に当たる額を上限として別途お支払いします。
3132	3.1.3. 間接経費	間接経費は、どのような使途に支出するのですか。	間接経費は、本事業に採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。
3133	3.1.3. 研究費	研究以外の業務の代行経費（バイアウト経費）の対象や執行について詳しく教えてください。	3.1.3.(1). (注1) に示す状況のため、別途お知らせいたします。
3134	3.1.3. 研究費	個人研究者自身の人事費への支出に関する制約や執行について詳しく教えてください。	3.1.3.(1). (注1) に示す状況のため、別途お知らせいたします。
3211	3.2.1. 運営スキーム	2.1.9.(3)の独立に関する条件を3年以内に満足できなかった場合、ステージゲートの評価はどうなるのでしょうか。	独立に関する条件を3年以内に満足すべく最大限の努力をお願いします。ステージゲートでは3.2.1.(1)に示すように、独立に関する条件だけでなく総合的な視点にて研究支援の継続の可否を評価します。提案者本人に過失がない場合は、評価において配慮します。
3212	3.2.1. 運営スキーム	(1)のステージゲート審査の審査基準c.の「適切な研究環境の確保に向けた取組」とは具体的に何でしょうか。	創発的研究を実施するために十分なエフォートの確保できているか、最適な研究実施体制を確保できているか、そのために本事業の研究費を適切に使用できているかを基準に判断します。
3264	3.2.6. 研究者の責務	なぜ採択された研究者の責務として、エフォート率の設定を行うのですか。	本事業は、所属機関に期待する研究環境整備に加え、研究費の使途を学内業務の代行費等に拡大することにより個人研究者の研究活動以外の負担軽減を可能としており、創発的研究の遂行にふさわしい適切な研究環境の確保を期待しています。そのため、採択された個人研究者は、この制度等を利用し、研究活動へのエフォートを責務として設けた基準以上確保することを求めます。なお、専攻ごとの職務活動時間全体に対する研究活動時間のエフォートは、「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査報告書（令和元年6月26日、NISTEP）」での平成30年度データをもとに設定しています。
3265	3.2.6. 研究者の責務	(12)の職務活動全体に占める研究活動時間のエフォート率の基準が、理学系・工農学系、医学系で異なりますが、自分の研究がどこに分類されるか判断が難しいです。どうすればよろしいでしょうか。	採択後、創発PO等と協議の上、判断いたします。

質問番号	分類	質問	回答
4101	4.1. 研究倫理教育	所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。	<p>研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JSTは教材の内容を指定いたしません。（参考）2015年4月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置などにより体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することが求められています。なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。ご不明な点がありましたら、JST研究公正課に問い合わせてください。</p> <p>国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部研究公正課 E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp</p>
4102	4.1. 研究倫理教育	研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出する必要はありますか。	提出の必要はありません。
4103	4.1. 研究倫理教育	eAPRIN（旧CITI）e-ラーニングプログラムダイジェスト版を修了しましたが、受講確認書番号はどのように確認すればよいですか。	クイズに合格後、受講確認書を発行することができます。受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字7桁+ARD）が表記されています。
4104	4.1. 研究倫理教育	機関の教育プログラムを履修していないため、eAPRIN（旧CITI）e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合など、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。	eAPRIN（旧CITI）e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものが用意されていますので、研究提案募集ウェブサイトから受講をお願いします。
4105	4.1. 研究倫理教育	応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。	研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。
5311	5.3.1. e-Radの操作	e-Radにて研究提案書の一時保存ができません。	「別紙：府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法」に記載されている項目をすべて入力しないと、一時保存ができません。一時保存した後も入力内容の変更は可能ですので、必要に応じて仮の情報を入れることで一時保存できるようになります。